

尼崎市監査公表第8号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年9月16日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	眞	田	泰	秀
同	林		久	博

## 措置通知表【財務・行政監査】【指定管理者監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	令和 2年 3月 24日
3 措置通知日	令和 4年 8月 31日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>図書館行政における目標設定について</u></p> <p>図書館行政における目標設定について、以下の問題点が見受けられた。</p> <p>(1) 令和元年度策定の教育振興基本計画では、市民1人当たりの貸出冊数が中核市平均と比較して少ないという課題認識が示されており、図書に親しむ機会の創出に向けて取り組むとしているなか、施策評価において、現在は「図書の貸出冊数」という目標指標を設定しているが、他都市と比較した場合の「人口に対する利用者数の割合が小さい」という本市の特質が反映されていないという状態である。</p> <p>(2) 図書等購入事業に係る事務事業シートにおいて、図書館所蔵資料数（＝蔵書冊数）を目標指標としているが、所管組織としては本市の図書収容能力は既に限界の状態であると考えており、蔵書冊数も図書費も増やすことができないことから、蔵書冊数を目標指標とすることには意味がない。</p> <p>(3) 尼崎市立北図書館に指定管理者制度を導入しており、指定管理者の管理運営状況について、毎年度調査の上でモニタリング評価を行っているが、評価の裏付けとなるチェックリストを調査したところ、指定管理者が行う業務の活動評価指標が設定されておらず、不適正なモニタリング評価が確認された。</p> <p>これらは全て、事業効果や業務の達成度を適正・適切に測る指標が設定されておらず、評価の基準が不明瞭であるという問題事例であるが、その背景としては、本市における図書館行政の目的が明確ではないことで、重視すべき施策・取り組むべき課題が曖昧となり、目標指標を設定し難い状況であることが挙げられる。</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>本市図書館行政の目的を明確にし、実現のための具体的な方策を体系的に整備するとともに、市民ニーズについての調査・分析を踏まえた上で、施策評価、事務事業シート、指定管理者の活動評価といった各種評価において、本市の実情に則した目標指標を設定し、適切・適正な評価及び改善につながる仕組みを構築すること。</p>	

## 5 措 置 の 内 容

## (1) 図書館行政の目的の明確化、体系的な方策の整備について

図書館の機能と役割、運営の方向性を明確にし、効果的・計画的な事業展開を図るため、令和3年3月に「尼崎市立図書館基本的運営方針」を策定した。

運営方針に掲げる「本と出会う、人と出会う、人生を豊かにする図書館」を目指し、計画的に事業を進めるため、年度ごとに事業計画を作成するほか、計画期間終了後は、第三者機関（社会教育委員会）による進捗状況等の点検・評価を受け、次の事業計画に反映させるよう、PDCAサイクルを機能させた図書館運営に向けて、取組みを進めていく。

## (2) 施策評価、事務事業評価におけるそれぞれの指標・目標値の設定について

## ① 施策評価表について

令和3年度（令和2年度決算）施策評価から、「尼崎市立図書館基本的運営方針」の指標のうち、阪神間他都市や中核市と比較して特に低水準にある「市民1人あたりの貸出冊数」を評価指標に設定した。

## ② 事務事業評価について

施策評価に掲げる「市民1人あたりの貸出冊数」を増加させるためには、多くの方に図書館を利用していただく必要がある。そのため、来館者の様々なニーズに対応できるように、図書の品揃えの充実を図る必要があることから、事務事業評価（図書等購入事業費）では、令和4年度（令和3年度決算）から「図書の品揃えに対する満足度」を評価指標に設定した。

なおこの指標は、運営方針に掲げる指標「利用者の満足度」を下支えする4つの指標のうちの1つである。

運営方針における指標	R1 実績	R4 目標	R9 目標	R12 目標
市民1人あたりの貸出冊数	3.23 冊	3.98 冊	5.87 冊	7.00 冊
利用者の満足度	64.4%	67.5%	75.3%	80.0%
カウンター職員の対応	81.4%	85.3%	95.2%	100.0%
図書の探しやすさ	63.9%	67.0%	74.7%	79.8%
図書の品揃え	48.5%	50.8%	56.7%	60.6%
図書館全体の雰囲気	63.8%	66.9%	74.6%	79.7%

※R1 年度は「尼崎市立図書館基本的運営方針」成果指標の基準年度、R9 年度は施策評価及び事務事業評価の目標達成年度、R12 年度は、「尼崎市立図書館基本的運営方針」の目標達成年度

## &lt;記載要領&gt;

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	総合政策局
2 監査結果報告日	令和 3年 3月 23日
3 措置通知日	令和 4年 9月 14日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>公益社団法人尼崎人権啓発協会の収支に与える消費税の影響について</u>  本市の財政援助団体である公益社団法人尼崎人権啓発協会（以下「協会」という。）について、所管組織は、消費税に係る知識、認識の不足から、協会が市施設の指定管理者となることで令和 4 年度から消費税の課税事業者となることに気付いておらず、これによる協会の収支や市支出への影響を認識していなかった。そのため、次のような状況となっていた。</p> <p>(1) 委託料・補助金の支出に係る問題  協会は、中期経営計画において、補助金から委託料への転換を進める方向性を示している。  また、市が協会に対して支出する委託料と補助金の在り方には、かねて整理すべき課題がある（委託業務に従事する職員の人件費を、委託料ではなく人件費補助として支出している等）。  このようななか、団体所管組織（ダイバーシティ推進課）は、補助金を委託料に転換した場合の消費税の影響を考慮した対応が求められるところ、これが認識されていなかった。</p> <p>(2) 指定管理者制度の運用に係る問題  本市の指定管理者制度の運用においては、指定管理料は指定管理業務に係る費用相当額をもって定めるとしている。しかしながら、協会は収支計画に、消費税納付額として令和 2・3 年度には納付しない 2,152 千円/年を計上しており、施設所管組織（地域総合センター担当）は、この 2,152 千円/年が協会に残ることに気付かないまま、これを含めた額で指定管理料を設定していた。  また、指定管理者の選定委員会に同席していた団体所管組織（ダイバーシティ推進課）も、同様に収支計画における消費税の扱いを理解しておらず、収支計画と協会の令和 2 年度予算との差異についても課題認識を持っていなかった。  このような状況であったため、この 2,152 千円/年を免税期間中（令和 2・3 年度）どう扱うかの検討はなされていなかった。  協会は、令和 2 年度予算において、収支計画における消費税納付額を収支差額（黒字）とせず、全て費用として計上している。これを認めるのであれば、相当額の業務を当初の予定に追加して実施するよう求め、その観点からモニタリングを行うべきである。</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;  消費税の知識は、外郭団体等の財務状況を理解、チェックし、適切な経営判断や財政支援等を行う上で必須であり、また、導入が進んでいる指定管理者制度を適正に運用する上でも欠くことができない。  このことをよく認識し、消費税に係る正確な知識の習得に努めるとともに、監査で判明した指定管理料の消費税納付額分の扱いについては、適切に対応すること。</p>	

## 5 措置の内容

### (1) 指定管理料の扱いについて

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘における令和2年度の指定管理料として、指定管理者である公益社団法人尼崎人権啓発協会（以下、「協会」という。）に支出した金額のうち、消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）納付額として計上していた2,152千円については、双方協議（令和3年2月）のうえ、当該施設の運営に必要な経費として協会でも適正に使用することとした。

そのため、協会では令和2年度指定管理業務の決算として剰余金に計上した上記金額相当額を財源として、当初予定していた業務に追加して、施設の修繕等（令和3年4月～8月、8件、2,168千円）を実施した。

なお、協会は消費税法第9条の2の規定により、令和3年度の特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間）における課税売上高及び所得税法第231条第1項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額がともに千万円を超えることから、令和3年度から消費税の課税事業者となる。

### (2) 消費税に係る正確な知識の習得について

指定管理者施設所管課や外郭団体等所管課では、指定管理者や外郭団体の経営状況、事業の収支の適正性などについて、財務諸表等を通じて理解した上で、団体等と協議する必要がある。しかしながら、消費税に関することのみならず、こうした業務に必要な会計や税務に関する知識については、特に一般会計に属する職員は通常業務において触れることがなく、習得する機会が非常に少ない状況となっていた。

そのため、人材育成を所管する総務局と連携し、税理士を講師として会計及び消費税の基礎知識を習得することを目的とした職員研修を実施した（令和4年1月20日）。本研修は78人（職員71人・外郭団体等職員7人）が受講するとともに、後日、動画での配信を行うことで、上記の所管課のみならず全庁的に広く周知することができた。

今後においても、会計や税務の視点を取り入れた研修に積極的に参加するとともに、必要に応じて指定管理者や外郭団体等の職員に対しても案内することとする。

#### <記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

#### 監査結果の内容における協会の免税期間について

監査結果の内容（監査事務局記載）では消費税法第9条1項（下記①）に基づき、協会が課税事業者となる時期を「令和4年度から」としていたが、正しくは消費税法第9条2項（下記②）に基づき、「令和3年度から」となる。

[監査事務局]

##### ① 消費税法第9条1項【事業年度の課税売上高が1,000万円を超えると次々事業年度から課税事業者となる】

令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度
課税売上高 1,000万円未満	課税売上高1,000万円超える		免税事業者	課税事業者

##### ② 消費税法第9条2項【特定期間※の課税売上高が1,000万円を超えると次事業年度から課税事業者となる】

令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度
	4/1～9/30	10/1～3/31		
課税売上高 1,000万円未満	【特定期間】※ 1,000万円超える		課税事業者	課税事業者

※特定期間：課税期間の6か月間のことを指す。

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	令和 4年 3月 25日
3 措置通知日	令和 4年 9月 12日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>指定管理者管理運営事業（たじかの園）における業務管理、文書事務処理について</u> 平成 28 年度に実施した、監査の措置要求を踏まえた是正が適切に行えていないという、有るまじき状況であった（実績報告書の一部未受領及び自主事業実施届出の受領）。</p> <p>実績報告書や月例報告書は施設所管組織にとって、指定管理者の行った業務内容を確認する上で必要な資料であり、また、収支の実績は今後の事業のあり方や経費を検討する上でも非常に重要なデータとなる。</p> <p>そのため、正確な資料の提出が求められるところであるが、指定管理事業、自主事業及び委託事業の混在や未受領といった、活用できる状態になかった。</p> <p>自主事業においては、事業実施届出を受領しながら、市としてその内容確認や承認（決裁）を行うことなく、実施の有無や事業規模も含め施設所管組織は実態を把握できていなかった。</p> <p>これらに共通することは、提出された資料に不足がないかを確認することはもちろん、記載内容に誤りがないか、他の提出資料や法人の決算資料等と比較突合するなど、検証を行うことが必要であるが、決裁による内容確認をしていないなど全くできておらず、基本的な処理を怠った杜撰な事務処理であった。（障害福祉政策担当）</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>平成 28 年度に是正措置を求めた事業報告書の内容等について、未だ改善されていないという状況は極めて遺憾であり、監査委員の指摘を軽んじているとしか言えない。</p> <p>指定管理者制度の趣旨を十分に理解し、これらの問題を直ちに是正するとともに、二度と同様の問題が生じないように、管理職によるマネジメントの強化に取り組むこと。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>指定管理者制度について（指針）の例示文書に基づき基本協定書の見直しを行い、令和 4 年度から新たな基本協定書を締結した。この中で、月例報告書の報告事項について整理を行った上で、毎月報告を受け確認を行っている。また、災害等発生時に関する特約を締結するとともに、防犯及び防災対策マニュアル（尼崎市立たじかの園防災計画）についても受領し内容確認を行っている。</p> <p>収支状況については、令和 2 年度決算をモデルに検討を行い、指定管理事業、自主事業及び委託事業を区分けした収支状況へ令和 3 年度事業報告書の収支から変更し、令和 4 年 5 月 30 日付けにて確認するとともに、指摘のあった自主事業の内容把握を含めて、</p>	

新たな基本協定書の内容を盛り込んだ事業報告書となるよう内容確認を行っている。

令和3年12月の指定申請時に提出のあった基本事業計画書について、新たな基本協定書に基づき項目を追加した基本事業計画書へ見直しを行い、令和4年度事業計画書とともに令和4年3月25日付けにて確認した。

なお、監査委員の指摘のうち、過去の未決裁資料については、内容確認の上で決裁を行った。

また、これまで事業報告書の内容等についての確認や改善ができていなかったことを組織体制の課題ととらえ、課内での職員体制の見直しを行い、これまで担当者・係長の体制で行っていた契約事務等を全指定管理施設（5施設）で担当者2人・係長2人の2ラインでの担当に分けた事務分担とし、チェック体制の強化を図ったところである。また、課内で提出書類に係るチェックシートを作成・共有し、指定管理者へも改めて令和4年度において今回の監査結果や関係書類の見直し内容を踏まえた説明・周知を行い、監査指摘事項への対応やモニタリング評価等を踏まえた適正運営を課の目標として設定するなど再発防止策を実施している。

さらに、今回の監査指摘を受けて局内で独自に指定管理者制度に関する研修を令和4年3月に実施するとともに、引き続き庁内の説明会に担当者が出席し、その内容を課内共有するなど、知識の蓄積と意識向上に努めている。今後もこうした取組により、組織として再発防止を図っていく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	令和 4年 3月 25日
3 措置通知日	令和 4年 9月 12日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>指定管理者管理運営事業（身体障害者福祉会館）における業務管理、文書事務処理について</u></p> <p>指定管理者制度は、公の施設の管理を指定管理者に代行させるものである。しかしながら、施設所管組織は、公の施設の設置者としての責任は変わらないことから、自主事業の実施内容について事前に事業計画書等を受領し、市として承認（決裁）を行うことは必要であるが実施できていなかった。</p> <p>また、指定管理者は再委託契約先から、「暴力団排除に関する特約」の合意書を入手する等、再委託先が暴力団等ではないことの確認を実施しておらず、施設所管組織はその現状を把握していなかった。</p> <p>これらは、同じ施設所管組織である指定管理施設を対象とした、平成 28 年度の監査指摘（結果）と同様の内容であった。</p> <p>その他、事業報告書等の未決裁など、施設所管組織のモニタリングが不十分であった。 （障害福祉政策担当）</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>平成 28 年度に実施した監査（出資団体等監査・包括外部監査）で、他の指定管理施設を対象とした指摘と同様であり、同じ施設所管組織でありながら、指摘を受けた施設のみしか対応していないという状況は、極めて遺憾である。</p> <p>「指示されたことしかしない」「前例踏襲」という硬直化した組織風土を改め、これらの問題を直ちに是正するとともに、主体的な内部統制が機能するよう取り組むこと。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>指定管理者制度について（指針）の例示文書に基づき基本協定書の見直しを行い、令和 4 年度から新たな基本協定書を締結した。この中で、月例報告書の報告事項について整理を行った上で、毎月報告を受け確認を行っている。</p> <p>また、基本協定書と仕様書で不一致があった事業報告書の提出期限について、基本協定書のみに記載するよう整理を行うとともに、災害等発生時に関する特約を締結し、防犯及び防災対策マニュアルについても受領し内容確認を行っている。あわせて、再委託先から「暴力団排除に関する特約」を徴し、暴力団等でないことの確認を行っている。</p> <p>収支状況については、令和 2 年度決算をモデルに検討を行い、指定管理事業及び自主事業を区分けした収支状況へ令和 3 年度事業報告書の収支から変更し、令和 4 年 5 月 30</p>	



日付けにて確認するとともに、指摘のあった自主事業の内容把握を含めて、新たな基本協定書の内容を盛り込んだ事業報告書となるよう内容確認を行っている。

令和 3 年 12 月の指定申請時に提出のあった基本事業計画書について、新たな基本協定書に基づき項目を追加した基本事業計画書へ見直しを行い、令和 4 年度事業計画書とともに令和 4 年 3 月 28 日付けにて確認した。

なお、監査委員の指摘のうち、過去の未決裁資料については、内容確認の上で決裁を行った。

今回の監査指摘を受けて、これまで事業報告書の内容等についての確認や改善ができていなかったことを組織体制の課題ととらえ、課内で提出書類に係るチェックシートを作成・共有し、指定管理者へも改めて令和 4 年度において今回の監査結果や関係書類の見直し内容を踏まえた説明・周知を行うなど再発防止策を実施している。また、他の指定管理者施設についても再度点検し、年度協定等の見直しを行った。加えて、課内での職員体制の見直しを行い、これまで担当者・係長の体制で行っていた契約事務等を全指定管理施設（5 施設）で担当者 2 人・係長 2 人の 2 ラインでの担当に分けた事務分担とし、チェック体制の強化を図ったところである。

さらに、今回の監査指摘を受けて局内で独自に指定管理者制度に関する研修を実施するとともに、引き続き庁内の説明会に担当者が出席し、その内容を課内共有するなど、知識の蓄積と意識向上に努めている。今後もこうした取組により、組織として再発防止を図っていく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	令和 4年 3月 25日
3 措置通知日	令和 4年 9月 12日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）  <u>指定管理者管理運営事業（身体障害者福祉会館）における「修理費預り金繰入」の計上等について</u></p> <p>施設所管組織は予算にない「修理費預り金繰入」を計上した実績報告書を毎年度受領していた。しかしながら、「預り金」は、一般的に他の者が負担すべきお金を、支払う前に一時的に預かったときに使う勘定科目であり、指定管理経費としては不適切な計上である。</p> <p>さらに、「修理費預り金」として計上しているにも関わらず、実態は修理費（修繕費）以外に充当・活用されていることも、その使途から不適切と言える。</p> <p>平成 25 年度以降の実績報告書では収支差額が 0 円であることから、余剰金（黒字分）となるべき額を「修理費預り金繰入」として処理していると考えられる。</p> <p>仮に、指定管理事業による余剰金（黒字分）を指定管理者である NPO 法人会計として黒字とし、その決算において特定資産として分別管理を行うことは会計上不適切なものではない。しかしながら、「指定管理事業の実績報告」で予算にない「修理費預り金繰入」が計上され、それを施設所管組織が毎年度そのまま受領していることに問題がある。</p> <p>そして、過去より積み上がった修理費預り金（法人決算の修繕引当金）の財源は、返還協議をしていない令和 2 年度閉館期間の水道光熱費分、平成 26 年度以降執行実績のない屋上清掃費のほか、機能移転に伴い執行額が減少している修理費（修繕費）などの余剰分であり、不適切な事務処理や、実態に合わない予算計上に伴い発生した財源が含まれている。  （障害福祉政策担当）</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>数的根拠を持って業務実態を把握し、業務改善や経費削減に繋げるとともに、それを適正な指定管理料の積算に活用するという、まさに PDCA サイクルの基本である、収支報告書の正確性チェックと的確な分析・評価が行えていない。</p> <p>指定管理者制度の趣旨を理解し、正確かつ適正な収支報告書等に基づく的確なモニタリング機能を発揮すること。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>指摘のうち実績報告書の記載については、「修理費預り金繰入」について見直しを行い、「余剰金」へ変更した収支状況を令和 4 年 5 月 30 日付けにて確認した。</p> <p>次に、令和 2 年度閉館期間の水道光熱費分については、今回指定管理者と改めて協議を行い、予算額と決算額の差額 126, 119 円から新型コロナウイルス対策関連の費用と認められる 32, 813 円を差し引いた 93, 306 円を返還することで合意した。同様に、平成 26 年度以降執行実績のない屋上清掃費についても、令和 2 年度まで実施されていなかったことから、令和 2 年度までの 7 ヶ年分となる 539, 000 円（@77, 000 円×7 ヶ年）を返還することで合意した。これら計 632, 306 円について、年度協定の一部変更協定を締結し、6 月 30 日支払分の指定管理料より減額することで対応した。</p>	

最後に、収支報告書のチェックなどやモニタリング機能を発揮するよう指定管理者と協議を行い、2カ月に1回程度の定例的な協議を実施するなど、引き続きチェック体制の強化に努めているところである。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	こども青少年局
2 監査結果報告日	令和 4年 3月 25日
3 措置通知日	令和 4年 9月 12日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>指定管理者管理運営事業（尼崎学園）における事業報告書について</u></p> <p>尼崎学園は児童福祉法第 41 条に位置付けられた児童養護施設で、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定している。</p> <p>本施設の指定管理事業に係る事業報告書については、次の課題が認められる。</p> <p>(1) 指定管理事業の事業報告書としてではなく、平成 28 年度の出資団体等監査の結果にある「事業団の決算報告書及び事業報告書を指定管理業務に係る事業報告書として受領していた」といった状況が改善されていないほか、決裁処理が適切に実施されていなかった。</p> <p>(2) 「自主事業の実績」、「児童から寄せられた意見及びその対応状況」等、基本協定書で定められた必要な項目が記載されていなかった。</p> <p>(3) 指定管理業務以外の他市の委託事業について、事業報告書に含まれており、指定管理事業における事業内容及び収支が明確なものとなっていないかった。</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>平成 28 年度に是正措置を求めた事業報告書の内容等について、未だに改善されていないという状況は極めて遺憾であり、監査委員の指摘を軽んじているとしか言えない。</p> <p>指定管理者制度の趣旨を十分に理解し、これらの問題を直ちに是正するとともに、二度と同様の問題が生じないように、管理職によるマネジメントの強化を行うこと。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>(1) 令和 3 年度の事業報告書について、決算報告書を含めた指定管理事業の事業報告書として受領し、決裁処理を行った。今後も適切な決裁処理を行う。</p> <p>(2) 令和 3 年度分について、基本協定書に定められた「自主事業の実績」、「児童から寄せられた意見及びその対応状況」等の必要な項目が記載された事業報告書として受領した。今後も事業報告書に必要な項目が記載されていることを確認する。</p> <p>(3) 令和 3 年度分について、指定管理業務以外の他市の委託事業を含まず、指定管理事業における事業内容及び収支が明確なものとなっている事業報告書について受領した。今後も指定管理事業における事業内容及び収支が明確となっていることを確認する。</p>	

## &lt;記載要領&gt;

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）

様式5-1

- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）